

第32回復興推進委員会  
議 事 録

## 第32回復興推進委員会

1. 日 時 令和元年11月7日(木) 10:00～11:33
2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室
3. 議 事

(1) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針【骨子案】について

(2) 意見交換

(3) 有識者からのヒアリング

開沼博 立命館大学衣笠総合研究機構准教授

(4) 意見交換

## 4. 議事録

次頁以降のとおり

## 5. 出席委員(敬称略)

- |              |   |
|--------------|---|
| 伊藤 元重(委員長)   | 学習院大学国際社会科学部教授、東京大学名誉教授                     |
| 秋池 玲子(委員長代理) | ボストンコンサルティンググループ<br>シニア・パートナー&マネージング・ディレクター |
| 岩渕 明         | 岩手大学学長                                      |
| 内堀 雅雄        | 福島県知事                                       |
| 菊池 信太郎       | 小児科医師、認定NPO法人郡山ペップ子育てネットワーク理事長              |
| 白根 武史        | トヨタ自動車東日本株式会社代表取締役会長                        |
| 白波瀬 佐和子      | 東京大学大学院人文社会系研究科教授                           |
| 達増 拓也        | 岩手県知事                                       |
| 田村 圭子        | 新潟大学危機管理本部危機管理室教授<br>災害・復興科学研究所(兼務)教授       |
| 中田 スウラ       | 福島大学理事・副学長                                  |
| 中田 俊彦        | 東北大学大学院工学研究科教授                              |
| 松本 順         | 株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO                |
| 村井 嘉浩        | 宮城県知事                                       |

○伊藤委員長

ただいまより、第32回「復興推進委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、大山委員と若菜委員が御欠席でございます。

本日御出席いただいております政府側の出席者を御紹介させていただきたいと思っております。

田中復興大臣でございます。

菅家復興副大臣でいらっしゃいます。

横山復興副大臣でいらっしゃいます。

藤原復興大臣政務官でいらっしゃいます。

青山復興大臣政務官でいらっしゃいます。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

本日は、第一部として「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針【骨子案】について」の説明をいただき、各委員から御意見をいただきます。

続きまして、第二部として、開沼博立命館大学衣笠総合研究機構准教授から、「福島の現状と課題 ポスト復興を見据えて」についてお話をいただき、その後、意見交換を行います。

まず、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針【骨子案】について」、事務局より説明をお願いいたします。

○石田統括官

御説明申し上げます。

お手元、右肩に「資料1」とあります縦長の資料を御覧いただければと思います。「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」でございます。

1ページ目の上のほう、前文にありますとおり、3月に改定されました基本方針を受けまして、復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間後の各分野におけます取組、復興を支える仕組みなどについて、その基本の方針を示すものでございます。

大きくは、前半1ページから10ページまでの「Ⅰ. これまでの復興施策の総括」と、11ページ目以降の第2章に当たります「Ⅱ. 『復興・創生期間』後の復興施策」の大きく2つの章立てに分かれております。

前半の総括の部分につきましては、1ページ目の下の下線部にありますとおり、地震・津波被災地域では、「復興の総仕上げ」に向けて着実に進展していること、原子力災害被災地域においても、「本格的な復興・再生」に向けた動きが始まっていること。他方で、引き続き対応が必要となります課題や新たな課題も明らかになってきており、現状の総括を踏まえた対応が必要である旨をうたっております。

それを踏まえて、2ページ目以降に、分野ごとに、これまでの成果、それを踏まえた今後の課題、今後の大規模災害に向けた教訓について整理をさせていただいておりますが、この内容につきましては、先日の推進委員会でワーキンググループの報告でいただいた内容を基本は踏襲しておりますので、今回は説明を省略させていただければと思います。

飛ばしていただきまして、11ページ目の第2章から御覧いただければと存じます。「Ⅱ. 『復興・創生期間』後の復興施策」でございますが、先ほど申し上げましたとおり、地震・津波エリアについては、復興の総仕上げに入っていること、原子力災害被災地域におきましては、復興・再生が本格的に始まっておりますけれども、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む必要があること、こういった状況が大きく異なることから、両者を区分して、復興・創生期間後の基本方針を示すことにしております。

それを受けまして、11ページ、1の各分野の中の「(1) 地震・津波被災地域」の関係でございます。下線部を中心に、御説明申し上げます。心のケア等の被災者支援を初めとして、一定の支援が引き続き必要な事業が残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指して、きめ細かな取組を着実に進めるとしてしております。一方、本年3月に策定されました基本方針におきまして、復興・創生期間後も対応が必要な事業について「一定期間対応すること」とされているところでございます。これまでの復興施策の総括、過去の大規模災害の例等を踏まえて、復興・創生期間後5年間において取組を着実に実施することにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すということにさせていただければと思っております。その上で、地方創生の施策を初めとする政府全般の施策を活用することによりまして、コミュニティを再生し、持続可能な地域社会をつくり上げていくことを目指していくということを、ここで位置づけさせていただければと思っております。

その下の括弧書きは注書きでございますが、次ページ以降に、①から⑦まで、今後、これを踏まえてそれぞれ各施策の方向性について検討し、本文に向けて調整を図らせていただければと思っております。そういった意味で、今回の段階では、まだこの大枠の話を骨子として打ち出すことがメインということで、各個別事業については、この3月の基本方針に基づいて、本文に向けて調整を進め、記載をしていくことを注書きとしてうたっているところでございます。

続きまして、12ページの下、「(2) 原子力災害被災地域」の関係でございます。先ほど申し上げましたとおり、中長期的な対応が必要であるという中で、下線部でございますが、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、復興・創生期間の終了から5年後に復興施策の進捗状況や効果検証などを踏まえて、復興事業全体のあり方について見直しを行う、10年を見据えて5年後に見直しを行うといった形で、中長期の視点に立って進めていくことをうたっているところでございます。

13ページに入りまして、①以降、先ほどの津波エリアと同じように、今後、こういった基本的な方向性、後ほど申し上げる支える仕組みを踏まえた上で、各事業についての方向

について、今後、検討し、本文において記載にかかっていきたいと思っているところがございます。

14ページを飛ばさせていただきます。

15ページ、「2. 復興を支える仕組み」の関係でございます。

まず、「(1) 復旧・復興事業の財源等」の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、当面の5年間の事業規模を整理した上で、所要の財源を手当てすること、必要な復興事業を確実に実施することを1つ目で書いてございます。また、そういった形を支える制度として、東日本大震災復興特別会計を継続すること、震災復興特別交付税制度を継続することを打ち出しております。

また、「(2) 法制度」としましては、まず、「① 東日本大震災復興特別区域法」、いわゆる津波エリアを対象とした特別の法律でございますが、これにつきましては、規制の特例や復興整備計画、利子補給等を行っております金融の特例につきまして、対象地域の重点化を図っていくという方向性、また、復興特区税制につきましても、同じように対象地域を重点化した上で、その適用期限の延長等を検討する旨を方向として示させていただいているところでございます。

また、「② 福島復興再生特別措置法」に関しましては、現在の法制度が帰還を中心とした法制になってございますが、1つ目の点にございまして、移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込む施策の強化という方向性、また、2つ目の点にありますとおり、農地の利用集積や6次化施設の整備などによります営農再開の加速化といったことを新たに打ち出せればと思っております。さらに、「福島イノベーション・コースト構想」を軸とした産業集積の加速化や、復興特区税制の見直しと合わせました各種課題に対応した福島特措法での税制措置等の検討、また、海外におけます風評払拭のための働きかけの強化、現段階の特別措置法の中にあります各種の計画制度の体系の見直しを検討すること、こういったことを方向として打ち出せればと思っております。

また、二重ローン対策で設置をされております「③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」につきましては、各種ニーズを踏まえながら、さらなる延長の是非も含めて、支援のあり方の検討を図っていくという方向性を打ち出せればと思っております。

最後、16ページでございますが、まず、「(3) 自治体支援」でございます。各公共団体から御要望の強い必要な人材確保対策に係る支援につきましても、引き続き復興・創生期間後も対応していくこと、地方単独事業等を含む復旧・復興事業に対する震災復興特別交付税による支援を引き続き行うことにつきましても、この段階で打ち出させていただければと思っております。

あわせて、復興庁の「3. 組織」の関係でございます。1つ目にありますとおり、先ほど申し上げました施策の基本的な考え方を踏まえまして、復興庁の設置期間を10年延長し、現在と同様に、内閣直属の組織、総理が主任の大臣、復興大臣が置かれ、復興事業予算の

一括要求やワンストップ対応など、総合調整機能といった今の機能を維持することを打ち出すとともに、これまで蓄積してきた復興に係りますノウハウを関係行政機関と共有して活用することに、新たに組織の業務としての位置づけを与えられればと思っております。また、現在、岩手、宮城、福島の3県に復興局がございますが、その3県に復興局を置くことは堅持しつつ、「現場主義」の徹底を図っていくこと、岩手と宮城につきましては、沿岸地域に復興局の本局の位置を変更していくこと、盛岡と仙台に本局がございますが、そこには支所を置くという方向性を出しております。福島復興局につきましては、引き続き、現在と同様の配置を維持できればと思っております。最後の点でございますが、復興・創生期間後5年間の事業のさらなる進捗状況を踏まえまして、この組織全般について、再度、あり方を5年後に見直すということをうたっております。

「4. その他」でございますが、こういった各種の対応すべき課題等につきまして、法律の改正により措置すべき事項が幾つかございます。そのうち速やかに対応すべきものにつきましては、所要の法案を次期通常国会に提出して諮りたいと考えているところでございます。

最後に、この台風19号等による被災状況、また、復興への影響、今後の動向等につきまして、まだ状況が十分に把握できるとは言えない状況でございますので、今後、その状況等も踏まえながら、最後の本文の調整の段階において、必要な記載について盛り込んでいくことができらばと思っております。

以上、簡単でございますが、概要の説明でございます。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

最初に、達増知事、村井知事、内堀知事から御報告あるいは御意見をお願いしたいと考えております。

まず、達増知事、お願いします。

#### ○達増委員

復興推進委員会、復興庁におかれましては、東日本大震災津波からの復旧・復興に御尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。今日示された復興・創生期間後の基本方針の骨子案に、岩手県の意見も多数反映していただいて、重ねて感謝申し上げます。

今日は、岩手県における復興の状況や今後の残された課題等について御説明したいと思っておりますので、この「岩手県における東日本大震災津波からの復興の状況」と書いている資料2-1を御覧いただきたいと思います。

まず、国におかれては、復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置など、「財源」、「人材」、「制度・事業」のそれぞれの分野で手厚い支援策を講じていただいております。

この中央の「Ⅱ 成果」にあるように、「安全」、「暮らし」、「なりわい」のそれぞれの分野で復興が進み、右側にありますとおり、ハード整備を中心に今後の一定の見通しが立ったという状況であります。

資料をおめぐりいただきまして、残された課題、最重要の要望事項であります。

やむを得ない事情により、復興・創生期間内に完了しない一部の社会資本整備事業への支援継続、また、復興財源フレームに沿った予算措置の確実な実施、依然として不足しているマンパワーの確保、被災者の心のケア、児童生徒の心のサポートの継続や住宅再建支援など、残された中長期的な課題もございます。先ほど説明がありました骨子案においては、5年間取組を実施することとしていますけれども、これらの課題とされている事業に関しましては、一律に期限を適用することなく、被災地の状況や地元自治体の意見を十分に踏まえながら、必要な事業・制度を実施することが必要であります。なお、被災市町村からは、防災集団移転促進事業による高台移転の元地の利活用に関する柔軟な財政支援や、バス路線への補助に係る被災地特例等の延長措置などの要望があるところであります。また、復興を支える仕組みとして、東日本大震災復興特別会計を維持した上で、震災復興特別交付税などの制度の継続のほか、復興庁の出先機関について、被災地の状況を的確に把握し、必要な対策を講じるためにも、引き続き設置が必要であります。

これらの課題に対応するため、岩手県では、令和2年度政府予算編成に当たっての提言・要望として、「財源」、「人材」、「制度・事業」の3つの視点に沿った「最重要の要望項目」として取りまとめて、今日の午後、各省庁に対し、要望することとしております。これに加えて、右上にございます、東北の復興と再生の原動力となる、国際リニアコライダー、ILCの実現についてもあわせて要望することとしております。

最後になりますが、この資料の右下にございます台風19号による被害であります。台風19号の被害を受けた県内市町村には東日本大震災の被災地が含まれており、また、今年3月に再開したばかりの三陸鉄道に大きな被害がありました。また、漁業施設、災害公営住宅等にも被害があったところでありまして、この台風被害によって東日本大震災からの復興におくれを生じさせることがないように、特段の配慮をよろしく願います。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、村井知事、お願いいたします。

○村井委員

私から、お話しさせていただきます。資料2-2を御覧ください。

1枚おめぐりいただきたいと思います。私からお願いしたいことを幾つか書かせていた

だいおります。まずは人材の確保についてでございます。大臣の特段の御配慮によりまして、UR職員にお手伝いをいただけることがだんだん前に進んでおりまして、再来週の18日、月曜日に我々職員とURとの打ち合わせをすることになりました。大臣、本当にありがとうございました。今回、19号の被害もございまして、本当に技術系の職員が不足しておりますので、引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

2ページ目、3ページ目でございますが、心のケアあるいは被災した子どもに対する支援が引き続き必要となっております。先ほどの基本方針の骨子案でもしっかり対応すると書かれてございましたが、その中にスクールソーシャルワーカーということがございませんでした。3ページ目を御覧いただくと、右上に赤の折れ線グラフがございますが、そのスクールソーシャルワーカーはどんどん相談件数が増えているということでございます。ただ、これを文科省に聞きましたら文科省はしっかり対応するとお言葉をいただいておりますので、あえて書かなくても大丈夫かなと思いますが、宮城県として非常に問題意識を持っているということをお認めいただきたいと思っております。

4ページ目でございます。達増さんからもお話がございましたけれども、ハード事業で、県事業はほぼ終わるような予定では進めておりますけれども、一部市や町の公共事業が間に合わない可能性が出てきております。例えば、左側の上水道施設でございますが、これは石巻でございます。地図に載っておりますように、5つ、こういったことを全部調整しなければ事業が進められないという特別な事情がございまして、事業が間に合わない可能性が出てきているということでございますので、理由がちゃんとしていけば、そういったことに対しては柔軟に対応していただきたいと思っております。

今の骨子案の説明の中で、復興庁の設置期間が延長されること、また、復興局を沿岸部に設置することが記載されましたことは、今後も復興の取組が続く被災地としては大変心強く感じておりまして、感謝を申し上げます。さらに、東日本大震災復興特別会計や震災復興特別交付税制度を継続していただけることにつきましても、大変ありがたく感じているところでございます。

1点、これだけはぜひ大臣にお話ししたいということをお願い申し上げます。

今の説明の中で、復興・創生期間後5年間の取組で復興事業の役割を全うすることを目指すことになってございます。今回のこの骨子案を読ませていただきますと、福島は10年間しっかり面倒を見ましょう、しかし、岩手と宮城については5年間で片を付けたいという復興庁の思いがにじみ出てくるような文章でございまして、行間からひしひしとそのように伝わるわけでございます。

大臣、東日本大震災では、福島は特別に原発被害がありましたけれども、原発を除きますと、全体の被害の6割が大体宮城に集中しています。亡くなった方、行方不明者の数、がれきの量、失った家屋、6割が宮城に集中しております。いまだ1,200人以上の方が行方不明でございます。つい数日前、遺骨が海から出てきて遺族に返すことができたということもございました。いまだに海岸に行って骨を探している方がたくさんおられたり、海に

潜って骨を探している方がおられるような状況が続いてございます。そうした方に対して、5年間で終わりなんだよということが復興庁のメッセージだということになると、今まで頑張ってきたのに、我々、復興庁、国の気持ちが被災者に伝わらないのではないかという問題意識を私は持っております。

そこで、復興庁にお願いしておりますのは、5年間の原則としてしっかり検証するとしていただいて、多少余裕を持たせていただきたいというお願いをしているということでございます。正直に申し上げて、だらだらと、5年、10年とやってもらおうと、我々はそんな甘えた考えを持ってはいけないと思っておりますが、5年で切ると言うよりも、多少余裕を持たせて言っていただくと、被災者の皆さんにその気持ちが伝わるのではないかと考えているということでございます。

大臣には、ぜひその気持ちを受け取っていただいて、多少余裕を持った表現に変えていただくように政治主導でお願いできればと思います。無理に押し切ることがあれば、カメラの前で、あえて言わせていただければ合意なき決定でございますということをお知らせを得ないかもしれませんので、そういうことのないように、東京都知事のようなことにならないように、ひとつ御協力・御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、内堀知事、お願いします。

#### ○内堀委員

ありがとうございます。

復興大臣をはじめ、今日この委員会に出席されている皆様には、東日本大震災以降、大変な御尽力をいただいていることに心から感謝を申し上げます。また、先月発生しました台風19号等による災害に対し、現在、総力を挙げて早期の復旧・復興に取り組んでおりますが、あわせて東日本大震災からの復興の歩みが遅延することがないよう特段の御配慮をいただければと思います。

資料2-3、1枚開いていただきまして、右上に「1」と書いてあるページを御覧ください。委員会のワーキンググループにおいて復興施策の総括を取りまとめていただき、ありがとうございます。報告書にあるとおり、福島県にはさまざまな課題が山積しております。資料は、復興・創生期間後に必要な取組等をまとめたものでありますが、赤い字の部分を御覧ください。帰還促進や移住・交流人口などの拡大、帰還困難区域全ての避難指示の解除、廃炉・汚染水対策の安全・確実な実施、輸入規制の撤廃に向けた諸外国への強力な働きかけ、産業発展の青写真に基づく産業集積推進への支援、福島ロボットテストフィールドなど福島イノベ構想の各拠点の安定的な運営に必要な予算の確保、国内外から人材

が結集する国際教育研究拠点の国主導による構築、営農再開への継続的な支援、これらとともに、資料に記載してある各項目は、いずれも福島県にとって必要不可欠な重要な取組であります。

次のページをお開きください。今なお4万人を超える県民が避難生活を続けているなど、複合災害に直面している福島県は、複雑な難しい問題を抱えており、復興は長い戦いとなります。復興・創生期間後の復興を支える仕組みとして大切な体制、制度、財源が、今回の骨子案に示されております。これまでの要望を反映している内容もあり、福島県の実情を踏まえ、対応していただいたものと受けとめております。あわせて、今後、新たに顕在化する課題や将来的な必要性が見込まれる事業があることも、基本方針に反映していただくようお願いいたします。また、震災と原発事故からの再生を目指し、軌道に乗ってきたものが、先月の台風災害・大雨災害により、壊されてしまいました。心が折れそうであろうつむいておられる事業者や農家の皆さんを、どう後押ししていくのか。通常の災害とは異なる手当てが必要です。復旧・復興を進める上で、福島県独自の難しさ、他県と異なる苦しみという特殊性を念頭に置いていただければと思います。福島県は、東日本大震災と原発事故からの復興の途上にあります。その最中に、台風19号等の大きな災害が重なりました。今後、この2つの復興を何としても進めていかなければなりません。特段の配慮など、大臣をはじめ、皆様には、引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、委員の皆様から御自由に御意見をいただきたいと思っております。

田村委員、どうぞ。

#### ○田村委員

田村でございます。

この資料を読んでいただくのは誰かということだと思っておりますけれども、もちろんこの「復興にかかわっている行政ならびに関係者が読む」、次にこれに興味を持って御覧になるのは「被災者である」ことが想定されます。そこを意識した観点から、幾つか質問なり提案をしたいと思っております。

まず、年度について、5年とか、何年から何年と書いてあるのですが、多分これだけがひとり歩きすると、実際には何年のことなのかよくわかりませんので、年度のところの整理をしていただいて、わかりやすくする必要がありますかと思っております。

2番目は、地域なのですが、地震・津波被災地域、原子力災害被災地域について、福島県においては、原子力災害被災地域はもちろんあるのですが、そこは地震・津波被災地域と重なっているのか、それは分けて考えるのか。その点考え方の説明を書いて、い

ただが必要です。3点目は、一番気になっておりますことが、11ページの上のところ、一番大事な「Ⅱ. 『復興・創生期間』後の復興施策」の2個目「復興の総仕上げ」という箇所です。これは多分実施している側が「復興施策の総仕上げとして頑張る」ということが書かれていると理解はしますが、被災者が読むと「終わりたい」と見える可能性も否定できません。例えば、兵庫県では、阪神・淡路大震災からの後期5年の復興報告書に用いているように「被災地においては本格的な復興状況に歩を進めている」「復興施策の総仕上げとして後期復興への取組を推進する」という書き方でない限り、ひとりよがりな提案になってしまうのではないのでしょうか。

○伊藤委員長

どなたでも、どうぞ。御発言はありますか。

岩渕委員。

○岩渕委員

どうもありがとうございます。

自分の意見を言いたいと思いますが、5行しか書いていないのですけれども、この骨子案の中にある「新しい東北」というキーワードについてです。民間の活力向上や社会システムの変更も含めて、いろいろとトライをしてきたので、総括の中で新しいモデルを創り上げて、東北から全国へ展開すると。具体的に東北発のどんな新しいモデルができたのかというところをもっと示していくことが、次のステップに繋げる総括というニュアンスがあるのかなと思っております。

そういう意味でいうと、一つは太陽光の問題。前回の委員会では農地の問題でいいのですかと発言したのですが、別の問題としては、買い取り価格が非常に低くなって、太陽光発電に対するモチベーションが下がってきている。ただ、「新しい東北」が、原子力エネルギーから再生エネルギーに移行していくまちづくりなのだ、それを日本全国に提案していくのだとすれば、そこの10年間の買い取り価格の保証をどうキープしていくかという議論がもう少し強く出ていてもいいのかなと。そうでないと、寿命を迎えた太陽光パネルを更新していくモチベーションが維持できず、また、家庭に置けるタイプがなくなってくるのではないかと、勢いがなくなるのではないかとこのことを心配しています。

もう一つは、教育という中で「新しい東北」とは何だろうか考えると、復興委員会は現地視察で2回ふたば未来学園を訪問しましたが、今までのカリキュラムとは違う非常に先駆的な教育をやっており、新しい教育のあり方を提示していると思うのです。でも、あれが一つのモデル、モデルを展開するといったときに、予算が必要になってくる。それでは、今後はどうやって拡大していくのですかと。ふたば未来学園自体も、予算の見通しが立たないと継続が難しいですねとなってくるわけです。だから、いいものをどうやって展開していくか。ふたば未来学園は中高一貫校でやっていますし、岩手県大槌町は、小中一

貫校で、鶴住居もそうだったかな。震災による避難の影響もあって非常に過疎化した地域でどうやって教育をやっていくかという一つのモデルが出てくると思うのですよね。そこをきちんと上げておかないと、国民側にとって、例えば、何が変わったのだろうか、何がイノベーションと言えるのだろうかと言えないと思うので、総括のグループも終わったと思いますけれども、こういうモデルがありますというモデルをもう少し見える形でやってもらいたいかなと。

先日も岩手大学教育学部でシンポジウムを開催したのですが、教員養成において学校安全学を非常に大きなキーワードとして取り組んでいまして、東日本大震災においても、大川小学校の悲劇と釜石の奇跡のように、いい事例と悪い事例があって、学校教育において危機管理を身に付けさせていくと。防災教育の一つのモデルを提案することも危機管理をきちんと広めていくことになるわけで、「新しい東北」が日本に広く拡散していくというか、そういう動きを今後の5年なり10年間に一層期待したいなと思っています。

以上です。

○伊藤委員長

続けて、どなたか。

中田さん。

○中田スウラ委員

検討を重ねていただきながらこの骨子案を作成いただきまして、大変ありがとうございました。

今後のことにかかわってですが、全体として、これを読んで、どういう関係者が主体となって今後のおよそ5年もしくは10年を展開していくのかといったときに、その主体にかかわってよく明示されていないのではないかという印象が一つはあります。

例えば、16ページのところに、「3. 組織」という言い方でまとめられてはいるのですが、これは行政上の主体組織がどこなのかということをおっしゃっているのかなとは思いますが、今後、復興を進めていく参画主体ということであれば、ここに、住民であったり、地元のNPOであったり、大学であったり、産官学という視点をきちんと位置づけておく必要があるのではないかと思います。そういう意味で言うと、この骨子の中で、民間、大学が復興にかかわって役割を果たしたということは、ところどころに示されてはいるわけです。それを今後にどんなふうに生かしていくのかということも、あわせてきちんと明記していく必要があるのではないかと思います。

ちなみに、私は、福島のことを考えてみたときに、先ほどの知事の資料2-3の中にも、1ページのところに大学等の「復興知」を活用した事業の充実ということが一つのかなめになっていたということが示されていますので、ぜひそうした観点を入れていただきたい。

改めて申し上げますと、今回御提示のありました「『復興・創生期間』後における東日

本大震災からの復興の基本方針」の骨子案の中で、大学の知による被災地への貢献という要素を改めて位置づけてほしいと考えております。被災地の創造的な復興のためには、大学が有する知識や技術や研究力は不可欠なものだと考えるからです。

例えば、私が所属している福島大学では、福島が日本酒や納豆などの商品にかかわる発酵醸造という点と深いかかわりのある地域ですから、その文化を背景に、今、民間企業やほかの研究機関と連携して、発酵醸造技術の中核とした研究開発を強力に推進しようとしております。活力のある福島の食、農産業の力強い再生に対して、福島大学は努力したいと考えているわけです。

こういう視点は、骨子の中にもありましたけれども、第6次産業に向けての第1次産業の活性化という観点からも非常に重要なポイントだと思います。この点については、大学も努力はしておりますけれども、文部科学省だけではなく復興庁を初めとする政府全体としての御支援を改めてお願いしたいと考えております。そうした観点で、ぜひこの方針の中にも位置づけていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

続きまして、どなたか。

菊池委員。

○菊池委員

「Ⅱ. 『復興・創生期間』後の復興施策」、1の「(2) 原子力災害被災地域」についての件です。私は仕事柄どうしても人の健康ということに気になってしまうのですが、地域の人の健康についての記載が「心身のケア、見守り」等と1行で終わってしまっているところがとても気になります。

その理由は、まず、私の専門領域であります子どもに関しては、この会でも何度かお話しさせていただきましたが、肥満傾向や体力・運動能力が落ちている状況が、残念ながらまだ震災前には回復していないという現状があります。大人に関しましても、福島のメタボ率が全国ワーストの2位・3位をいっているということもあります。

被災地域全てではないかもしれませんが、福島を中心とした地域の人々の健康を、しっかりと回復させるというか、よりよくさせるという政策は非常に重要かと思っています。人が新しく来たり、いろいろな産業が出来たり、インフラが整備されたとしても、心身の健康が余りよくない状況が続くというのは将来的には良いことではないと思いますので、そういったところも御配慮いただければと思っております。

以上です。

○伊藤委員長

白根委員。

○白根委員

骨子案をまとめていただきまして、ありがとうございました。

いろいろなことをやらなければいけないと書いていただいておりますが、結果の評価尺度はあらかじめ明確にしておく必要があるのではないかと思います。

どれだけもとの住まいに戻れたかなど、そのような指標は明確にあちこちで出していますが、例えば、「新しい東北」をこれからつくるといったときに、東北総生産高あるいは人口で、いろいろ手は打って、そのどれが効いたかを評価するといったことが必要だと思います。

例えば、福島のイノベーション・コースト構想について書いていただいておりますが、再生可能エネルギーや水素、次世代のエネルギーについても書いていただいておりますが、これも福島ができればそれでいいというものではなくて、どんどん北限を東北に上げていくことが必要です。

その結果として、1次・2次・3次産業を全て合わせて、総生産高がどうなったか、人口がどうなったかという尺度は明確にすべきではないかと思います。それで初めて、皆さん方も理解できると思いますし、被災者の皆さん方も理解しやすいと思いますし、我々も、企業としてやるべきことがどれだけ前に進んでいるのだろうか、効果は大きかったのだろうかということが自認できると思いますので、ぜひ前もっていろいろな評価尺度を明確にしていだけないかと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長

ほかに。

中田委員。

○中田俊彦委員

今回、大変重要な会議だと感じました。特に、資料1を拝見して、最後に所要の法案を国会に提出するということですので、約8年前に東日本大震災復興基本法を2011年につくって、復興庁設置法を2012年につくった以来の大きな変化になるかと思いました。

その後、前回の自然災害も含めて、当時の崇高な理念でできた法律の背景がバージョンアップをしたといいますか、災害のパワーがさらに強くなっていて、10年前の英知の仕組みではパワーレスになってきた。ですから、単に延長だけではなくて、この法律の中に、10年の間の経験をもとに、魂をもう一つ込める大事な時期なのだと感じています。

そういう中で、10年前の皆様の先輩方がつくった法律の理念を読んでもみると、大変美しい言葉、まさに憲法の前文のような言葉があります。特に、「21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指す」、あるいは、「一人一人の人間が災害を越えて豊かな人生を送るこ

とができる」と書いてある。国の責務として、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指す。つまり、21世紀半ばに日本がどうあるかは、経済社会・国際情勢もあるのだけれども、この東日本大震災のアフターとしてコンセンサスが出ていないと思います。

現状の理解ですと、何らかの災害が来たら、特に弱者、高齢者は先に健康を崩すだろうし、亡くなるかもしれないし、溺れるかもしれない。仮設の避難所に行っても、そこで冷たい空調のないところに閉じ込められて、多分健康を悪くすることが今のコンセンサスであって、10年前の復興基本法の理念に対しては十分に応えられていないと思います。

その中で私が2点だけ申し上げることは、特に教育です。

今回の資料1の中でも、例えば、「追悼の施設をつくる」ことが14ページの下です。教訓の後世への継承をすとか、祈念施設の整備をする。ここにボランティア・NPOの連携やノウハウとあるのですが、要は、これの根底に根差している目的が十分に見えないのです。恐らくこういう施設を運営する団体に委託するのだろうけれども、どういう団体が好ましいのか、そこに働くボランティアの資質や資格は何か。教育系の人がいいのか、災害の被災者がいいのか、あるいは設備をきれいに管理してくれる団体がいいのかよくわからない。曖昧なのです。その根底を見ていくと、東日本大震災復興基本法には、教育の概念や祈念の概念がないのです。多分そのときはそれどころではなかった。ですから、次の法律には、過去の記憶をどう反省しながら次の世代に渡していくのかという、何らかの言葉が要るだろうと思います。

一方で、上位の概念の災害対策基本法、昭和36年、これは伊勢湾台風の直後にできたそうですが、ここには第46条に教育の項目があります。ただし、教育と訓練、災害予防と書いてあるのです。つまり、私が子ども時代に受けた、防災頭巾をかぶって1分間机の下に潜って、その後、走って校庭に行き終わりというものです。私も、母の手づくりの防災頭巾をかぶって鶏のとさかみみたいな頭になって、みんなで校庭に集まったのを覚えています。さすがに今はそれはないけれども、まだ災害は訓練と災害予防が唯一の教育の機能であって、今の価値観の中で教育がきちんと法律としてはおさめられていない。悪く言えば、何でもありなのです。学校教育の義務教育には入っていませんから、何となくボランティアで災害教育をやった気になるしか今のところは担保がない。

ですから、今の教育が何なのか、災害は予防できませんので、災害のビフォーとアフターを一気通貫して子どもたちがどういう準備をするのかを、ぜひ法律の中できちんと入れるべきだと思います。

2つ目は、言葉の中に苦労がにじみ出ている、連携すとか、16ページの真ん中には「行政機関等と共有し、活用する機能を追加」ということで、まさに横の連携やシステムでいうインテグレーションが制度上はまだないのです。仕分けをしてプロに業務を任せることが今の概念なのだけれども、そこから得られた経験を今度は上位にフィードバックをすることまでは求めていなかったもので、問題意識としてあるのです。

だから、その辺を理科系から言うと、今、行われていることは、局所最適化です。ロー

カルオプティマイゼーション。それぞれの部署では頑張っているのですが、国という全体では最適かどうかよくわからない。グローバルオプティマイゼーションとしてはまだ物足りないし、本当にそうなのかというのも、定量的に評価するPDCAがまだないのです。PDCAの最後に、根拠としては、復興基本法の第2条の中の第4項と第5項に、例えば、少子高齢化、エネルギー、地域の雇用、地域の文化を継承するという非常に崇高な言葉が書いてあります。それにのっかって、これからの5年の事業では到底足りないと思うのですけれども、過去の10年、事業としては星がみんな3つなのですけれども、文化、なりわい、21世紀半ばの日本の姿を捉えているかといったら、まだ星が1個だと思うのです。それをもう一度きちんとこの法律にのっかって検証していけば、おのずとこの後に5年でできるものと10年以上かかるものが浮き彫りになってくる気がしました。

以上です。

○伊藤委員長

続けて、松本委員。

○松本委員

できれば、特に基本方針のニュアンスの中に8年前の大震災からの復興の過程で得られた教訓が次の災害の備えとして生かされていく、そういう社会システムを構築することも今後の復興の基本方針に含まれるのだと、そんな考え方を加えていただけないかと思います。

もう一点、言葉遣いの話なのですけれども、実は以前から私は委員会で申し上げているのですが、リスクコミュニケーションという言葉が再び原子力災害の風評払拭のところで14ページに使われております。このリスクコミュニケーションという言葉は復興の過程で発災から1年か2年ぐらいたったときから使われている言葉なのですけれども、現時点においてリスクコミュニケーションという言葉がまだ必要なかどうか、これはぜひ御検討いただきたい。

すなわち、その当時はまだ放射線が人体の健康にどのような影響を与えるかといったことが啓蒙されなければならないような状況にあったことは確かだと思うのですけれども、もはやそういう状況ではなく、リスクがどんなリスクなのかを一生懸命説明することよりも、とにかく風評払拭に全力を尽くすことのほうがずっと優先順位が高いのではないかと常々思っております。このリスクコミュニケーションという言葉が今でもまだ必要なかどうか、この点はよくよく御検討いただけないかと思います。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○白波瀬委員

御説明をありがとうございました。

なかなか骨子案で全てを入れ込むことの難しさが、このもとになったところの議論をしたときにもあったと思います。本当はその下のさまざまなマクロな状況とミクロな一人一人の方々の思いがうまくつながるような骨子案にするのが望ましいのだと思うのですけれども、こういう形でまとめ上げると個々の言葉だけが強調されてしまうのかなと。

そういう意味で、5年か10年かという数字は往々にして目立ちますが、ただ、ある程度の期間は検証という意味では設定する必要があるのではないかと考えます。もっとも、誰も復興が終わったとか、全うされたとか、総仕上げといった理解はないと思うのですけれども、恐らくそこはもう少し注意をして表現する必要があるのかと感じました。

ただ、この骨子案については、今までの10年の中でできたこと、やったことはあるわけで、その中で不十分なところをどう補い、新たな次のステップをどう出していくのかということで、時系列的なところである意味のめり張り感があってもよいところはあるかもしれません。事案自体が大きいことと、被災と一くくりではいけない、多様性がそれぞれの被災地、被災者の方々にあるがゆえに、骨子としてはこう形でまとめることになってしまった側面があるのかなと感じています。ただ、繰り返しですけれども、少し言葉遣いについては再考し、丁寧な表現に注意したほうがいいのかと。

どこに焦点を置くのかというのは、次の時代を担っていく子どもたち、親を知らないで生まれた子たちもいるわけです。そういう子たちは一生、これから80年あるいは100年という人生を送っていくことになり、被災をずっと背負って生きていくわけなのですけれども、そういったことをできるだけ共有できるような社会、そういう意味ではインクルーシブという言葉がキーワードです。いろいろなところで言われているのですけれども、復興というところでもみずからが体験したことがない体験を共有するインクルーシブさというのは、上位概念として今後もう少し強調できることではないかと感じています。

つまり、共感するためにはもちろん教育体制が必要で、語り継ぐことの必要性もある。その一方で、新たなところでは、恐らく教育研究が海外でも非常に注目されていて、ある意味の業績は持っているので、実際にボランティアが災害があったときに日本からヘルプに出ていく状況もありますので、それをよい意味でより広報する形でも支えることが必要かと思いました。

以上です。

○伊藤委員長

どうぞ。

○秋池委員長代理

復興庁が発足したときは、震災からまずは復旧をするという役割があり、もちろんなりわいの再生や教育、医療、心のケアなどもあります。比較的評価しやすいというか、これが何%復旧したということ測りやすいものが大宗を占めていたと思います。8年たってみますと、もちろんまだまだという部分もあるのですが、そういったものはかなりの程度整ってきている中で、よりソフト面といいますか、本日各委員からお話のありました教育、健康、なりわいといったものにテーマが移ってきていることを考えますと、先ほど白根委員もおっしゃいましたけれども、何を以て評価をするのかはあらかじめ考えておくことがとても大事ではないかと思っています。

例えばこの先の10年を考えますと、もちろん震災、原子力災害からの復興というものもあるのですが、今回の台風によってさらに生じたことでありますとか、様々な場面で議論されていますように自然に人口が減っていくという課題も同時に発現してくるところもございまして。そういった中で何に取り組むのか、何をすると復興庁というものの組織としての評価になるのかは考える必要があるかと思っています。

当然ながら各地域においては、各知事の委員がおっしゃいましたように、より活性化し、暮らしが維持されていくことが非常に重要だと思っております。各県、そのような努力を続けておられるということで、そこで復興庁のできることは何なのだろうか、被災者の皆様もそうですし、地域というものに対して支援すべきことは何なのかを考えていくということなのかと思われました。

○伊藤委員長

質問も田村さんからあったのですが、何か事務局からありますか。

○石田統括官

いろいろと御意見を賜りまして、ありがとうございます。

まず全体的なお話を若干補足させていただきますと、年末をめどに政府の閣議決定文書として基本方針を定めるという、最終的な成果物を目指す格好になってまいります。11年目以降の政府としての取組なり考え方を、基本的な方向を示すということで、閣議決定文書を目指す格好になってまいります。

そういった意味では、誰に対してかとなりますと、当然ながら被災地の方々を中心とした国民の皆様に対しての文書になるかと思っております。そういった意味では、個々の表現ぶりはそういった観点から誤解のないようなもの、また、わかりやすいもの、今日の御意見も賜って、表現ぶりについてはいろいろ考えてまいりたいと思っております。

また、個々の事業とか個々の事業の範囲、それについての考え方につきましては、先ほど骨子の御説明を申し上げましたとおり、今回の骨子はあくまで議論用のたたき台としてお示ししておりますので、これを踏まえて個々の事業についてどの範囲のものをどの程度、

ある意味で詳しく、もしくは方向性をどう書いていくかというのは、この後の本文に向けて、まさしく内容の一つの大きな検討事項だと思っています。今日賜った御意見等も踏まえて、それぞれの個別の事業について、その方向性の記載について検討させていただければと思っています。

いただいた御質問の中で、我々の至らないところもあるかもしれませんが、年数のところなどにつきましては、これは骨子ですので、箇条書き的な記載ぶりでぶつんとしたような表現になっているところが多々ございます。実際の閣議決定文書になればきちんとした表現に、年数なども含めてわかりやすいように気をつけたいと思っています。どうか御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○伊藤委員長

何かよろしいですか。  
どうぞ。

○田村委員

復興庁の組織が沿岸に移ると事実のみ書かれていて、体制がどうなっていくかをお書きいただかなければ、それがいいのか悪いのかも議論できませんので、そういったところもお示しいただきたいと思います。

○石田統括官

当然ながら、なぜそのように見直すのかという基本的な考え方は表現として入れるようにきちんと調整させていただきたいと思います。

○伊藤委員長

村井委員、どうぞ。

○村井委員

繰り返しになりますけれども、期間だけは丁寧に書いていただかないと、ぶつんと切るというように被災者に伝わりますので、くれぐれも御留意いただきたい。お願い申し上げます。

○伊藤委員長

どうぞ。

○白波瀬委員

1点なのですけれども、スクールカウンセラーの相談とかソーシャルワーカーの支援と

いう話は具体的に要望としてはありますし、非常に重要なものだと思うのですが、そもそもなり手が少ない。そのところまで、各担当省庁もそういう人材を育成するための財源をどこかでつなげて要求できるようなものになると少しいかなと感じました。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

それでは、少し時間が押しておりますので、第二部に入りたいと思います。

開沼准教授からヒアリングを行います。ここで開沼准教授が入室されますので、しばらくお待ちください。

(開沼氏入室)

○伊藤委員長

それでは、開沼博立命館大学衣笠総合研究機構准教授より「福島の現状と課題 ポスト復興を見据えて」についてお話をいただきます。

開沼准教授、よろしくお願いいたします。

○開沼氏

よろしくお願いいたします。開沼と申します。

私は福島の出身でもありますし、震災の前から福島の研究を社会学的な立場からやってまいりました。2006年、当時はまだもちろん原発事故が起こっていなかったわけですが、何で原発が地方に、福島にできたのかというところを、フィールドワークや歴史的な研究をするところから福島研究を始めております。そういう中で震災・原発事故があり、その後のさまざまな問題について、復興、廃炉をいかに社会的な問題として捉えるかという研究をやっておる者です。

早速プレゼンに入らせていただきたいと思います。お手元の資料3をめくっていただいて、2ページ目、3ページ目です。

「福島の今」というところで、数字を並べております。後ほど改めて御説明しますが、福島の問題、なかなか社会的に共有されているようでいて、福島の報道などはもちろん多いわけですが、こういった場でもさまざまな情報のやりとりがされているわけですが、結局どういう問題なのかを大きくつかみにくい、網羅的にもつかみにくいという問題かと思っております。

そういった意味で、まず事実を見ていく、特に定量的に把握できるものを見ていくとどうなのかということが大事であると考え、しばしば一般向けに講演をさせていただくこともあるのですが、こういった数字を提示しております。

ぱっと数字を見せられただけで何が何だかという部分も、こちらの方はそうでもない

思いますけれども、一般の方はありますので、3 ページ目を見ていただければと思います。

「被災の固定と孤立」と書いてあるところから、今、まとめて上からつかんだときに何が言えるかというところで、ポイントを5つ出しております。

1つ目が被災の固定と孤立ということで、例えば県外に避難している方の数は、これはよく学生向けに、福島、避難で県外に今でも暮らしている方、福島から県外に出ている方はどのくらいですかとアンケートをとったりすると、2割、3割が福島の外にいるイメージを持っている方もいたりします。そこまでではありません。だから問題がないということではなくて、2割、3割といったら30万人とかもっと出ているわけですが、実際はそうではない。そういうイメージの10分の1くらいだったりするわけですが、では、問題ないのかというと、3万人以上の方が全国に散り散りになっている。非常に孤立化していることもあるわけです。

孤立化という意味では、14と書いていますけれども、福島県の震災関連死の方、もちろん初期に最初の1年、2年で亡くなった方は非常に多かったわけですが、今でも関連死認定される方、あるいは認定されなくても震災後の生活環境の変化の中で死に至る。あるいは、これは多くが高齢者の方ですが、高齢者の方は亡くなるという結果が見えやすいですが、高齢者ではなくても、若者とか生活が崩れてしまった方、亡くならなくてわかりにくい形で大きく体調を崩していたり、心身に不調を抱えている、社会的な立場が非常に難しい状況になっている方もいらっしゃるということです。

次に経済的損失、風評の中に経済的損失があると私は捉えていて、風評の話は後ほどお話しさせていただきますが、この経済的損失、非常に大きいです。もちろん地震・津波による問題もあるわけですが、それ以外でも経済的な損失が、福島の場合ではほかの被災県と比べてときに特異な部分だと思いますけれども、風評による経済的損失が非常に大きい。

被害は主に1次産業と観光業に集中しております。数字はそちらに載せていますけれども、なかなか厳しいところがある。よく言われるとおり、観光の話でいえば、外国人観光客がなかなか福島に来ない。全体的に伸びている中で福島が相対的に見たら伸び悩んでいる状況がありますし、学校教育旅行、修学旅行等で福島に来ていた子どもたちもなかなか戻っていない状況もあります。

例えば米の作付面積とか生産量もそうなのですけれども、グラフを描いてみると、奇妙なグラフの形になるのです。どういうことかということ、震災・原発事故によってぐんと2010年から2011年にかけて当然下がるわけです。そこから2011年の後、2012、2013、2014あたりくらいまでぐっと上がってくるグラフが、2015、2016、2017くらいで横ばいになって、これは産業分野によるのですけれども、もう一回下がったり、あるいはちょっと上がって下がってみたいなのを繰り返す状況になっています。

つまり、私が「踊り場」と言っているのは、本当であれば2010年から2011年にくんと下がった後に、2012、2013、2014で上がっていくのであれば、そのまま2015、2016、2017

と上がってってもらいたいわけです。V字回復とまでは言わないまでも、復興するというのは恐らく2010のところまで、あるいはそれに準じるところまでグラフが回復していくべき問題というのが、そうではなくて、震災から数年たったところで「踊り場」を迎えて、そこから停滞している状況があります。

ここでは特に福島の問題に集中していえば、風評の問題が一方ではあります。数年たってその問題が出て、もちろん原発事故直後にすぐに物が売れないことも風評なのですけれども、それ以上に問題は、それが長期化して産業構造あるいはサプライチェーン等を壊してしまうところがあります。詳しい話は時間の関係で申しませんが、壊れたサプライチェーンあるいは信頼がされないという問題が長期化すると、市場構造自体を下のほうに固定化していってしまう、変えていってしまうところがあります。

そうすると、わかりやすく言うと、例えば米が1キロ1,000円で売っていたとしましょう。それが震災の後にくんと下がって300円ぐらいになった。震災から数年たつうちに、それが500円、700円と上がっていったかなと思っても、その値段が上がり切らないとなると、もともとの産業として、仕事として農業をやっていた方が、結局またやめてしまうかなという話になってくる。

つまり、風評が産業基盤を衰退させる。産業基盤が衰退すると、また風評の問題への対策が手薄になって、産業自体が弱っていく。こういうネガティブな循環、相互作用が生まれているというのが今の状況だと捉えることができていると思っています。

3つ目、検査作物中の放射性物質です。そういった問題はあるわけですが、放射性物質の状況はさまざまな農作物もそうですし、あるいは空間線量等を見ても、震災前よりちょっと上がっているところもあれば、震災前と変わらない、あるいは東京とか世界の主要都市と変わらないよという場所が基本的には全体像になっているわけですが、そこがほぼNDになっていることがなかなか伝わっていないことが、この問題の根本にあります。

4つ目、ポスト「復興」へ、「復興バブル」へと言ってもいいかもしれませんが、大きく予算が縮小される。逆に言うと、ここまでは大きな予算規模あるいはさまざまな事業が活発に動いている。ある種の祭りのような状態があったのかもしれないけれども、祭りの後に向かっていくのが現状かとさまざまな部分から読み取れてきております。

最後が避難地域の復興の本格化です。よく避難指示がかかった地域、人がなかなか戻りません、戻ったとしても高齢者ばかりです、学校も再開しても少ないですみたいな話がありますが、それはもちろんそのとおりで正しいわけですが、例えば12を見ていただくと、これはよく御存じだと思いますけれども、広野町、原発から20キロのところですね。数式はそこに書いてありますが、ここはみなし居住率がもとの住民のキャパの1.4倍ぐらいになっている。細かい話をし出すと不正確な部分もありますけれども、住民票を持っていない人も大量に住んでいる状況があります。これは復興、廃炉、除染等、それに関する仕事で移り住んできた方が、広野町をベッドタウンにしている状況もあるわけです。

ここから言えるのは、単純に避難指示があった地域に人が少なく困っていますというだけの話ではなくて、そうではないところもあるし、例外がさまざまな場面であります。特にこの避難地域の復興は、震災から5年あるいは8年たった今ぐらいからやっと始まった場所もありますので、そういったところの細分化した問題。あるいは8年放置してしまったがゆえにゼロから始める以上にマイナスから始めなければならない大変さを抱えている地域もある。一方では、震災前よりも人口の頭数だけで見れば元気になったような地域もある。しかし、別の社会問題もあつたりする。そういった場所も出てきているというのが、例えばここで書いているところです。

4 ページ目、家族や知人に福島県産の食べ物、福島県への旅行をお勧めできますかと。これは民間シンクタンクがとった意識調査の数字ですので、これはあえて一般の方向けに講演するときに使っているスライドをそのまま持ってまいりました。

5 ページ目、家族や知人に福島県産の食べ物をお勧めできるかという、家族、子どもに35%、友人、知人に33.1%が、放射線が気になるのでためらうという結論が出ています。なかなか風評払拭が厳しいという物言いがいろいろな形でマスメディア等からもされるわけですが、一方で、そんなの気にしなくなってきた人が多いよという話もあるといえはる。ただ、現にこれはここ1～2年の感覚として固定化してしまっているところす。

この数字をあえて出しているのはポイントがあつて、他人にお勧めできますかと聞いているところです。自分では大丈夫なのだけれども、他人にお勧めできないという空気、これは心理学的なアプローチだったら、あなたは嫌ですか、どうですかと聞きますけれども、ある種、社会学的なアプローチと言ってもいいかもしれません。

社会の雰囲気として何か福島のを避けそうな人がいる。例えば贈答用の桃、福島の桃は甘くて好きなのだけれども、人に送るとなるとあそこのうちは小さな子どもがいるから避けてしまうかもしれないから、もっと無難なものを送っておこうか、そういう感覚が残念ながら非常に強くあるわけです。3割から4割なので、半分近くと言ってもいい人が、それは過剰かもしれないですけども、避けるような状況がいまだにある。非常に重大な問題かと思ひます。

6 ページ目、旅行も同様です。3割ぐらいの方が人にお勧めできないと答えています。

根本的な前提のお話をしなかつたのですけれども、これは東京の人1,000人ほどに意識調査をとっています。福島にも1,000人ほどの人に意識調査、アンケートをとっているところす出てきている数値です。

これは極端な人が福島のを過剰に避けているという物言いがしばしばされたりしますし、ある種、福島の風評の問題は寝た子を起こさないほうがいいと。こういう議論をすること自体、風評を継続させてしまうという話はあるし、そういう側面もあるでしょう。私もいろいろな現場、いろいろな事例を見ながら、そういう側面もあることはよく理解しつつ、しかし、寝た子を起こさないでやってきた結果がどうなのですかというところは厳

しく受けとめなければならないのかなと思います。

マスメディアの方向けの勉強会などでもお話しさせていただきますけれども、福島に行ったら甲状腺がんになる可能性が上がるという報道があるのですよねとか、全国紙の方はさすがにないですけども、地方紙の方は普通に話題で出てきたりして、ちょっと待ってくれと慌てることもあります。逆に沖縄、九州の方に彼らの抱える問題の複雑さを私が問われたら、それはこうですよと自信を持って何の間違ひもなく答えることができないなというところももちろんありますので、マスメディア、地方紙の方などがある種トンドモ的なことを言うことを一概に責められないわけですが、残念ながら、ある程度勉強する気がある方の中でもそういう感覚がある、旅行できるかどうかというところでためらってしまう人がいるという事実はあるのかなと思います。

7ページ目、なかなか東京の方が正しく正確に理解しているかというところ、自信を持って言えないというところがここに明確に出てきております。マスメディアも定期的に福島の問題を取り上げています。もちろん専門家も研究者等も研究を続けていますけれども、結局何なのかよくわからないよねという感覚があるというのが福島の問題とすることができるかと思えます。

8ページ目、風評被害の問題です。風評という言葉は非常に曖昧で、これがもちろんメディアや行政の用語として出てくるところが、いろいろなバランス感覚の中で風評という言葉が出てくるのはわかるのですが、個人的には研究者としては非常に定義のない言葉なので、気持ちが悪く思っております。英訳するときにはハームフルルーモアと言われていたりする。ハームフルルーモア、有害なうわさ話ですよ。うわさ話ということで海外に伝えてしまっているのかと。多分うわさだけではないですね。うわさの研究などもありますけれども、何か自然発生しているものとか、あるいはうわさはまさに風のように消えていくものなのかもしれない。でも、現に起こっていることは明確な意図を持っている。うわさとして伝えるようなものではないのかもしれないし、風のように去っていくものでもありません。

具体的に報道等で文章に出てくる風評被害という言葉、これを分析していくと、恐らくそのまま風評被害と書いてあるところを虫食いにして入れかえれば、この2つになるのではないかと。つまり、経済損失とデマ・差別の2つだと思っております。

1次被害、2次被害とか、いろいろ書いていますけれども、風評被害は、いろいろな被害が3.11である中で、この一番下に書いてある部分なのかなと考えております。

先ほど申しましたとおり、1次産業と観光業に特に明確に出ております。「2) 風評被害」と書いてあるところに「消費者意識から流通構造へ」と書いておりますけれども、消費者がただ嫌がっている、確かに原発事故直後はそうだったのですが、それが流通構造自体を変えてしまった。それが経路依存的に、今、福島の生産物の競争力を弱めてしまっている。そういうところがこの問題の難しさです。単純に消費者が忘れるとか、あるいはちょっと理解する。そういう正確な理解、知識を広めるだけでは改善しない問題にま

で行っているところがこの問題の難しさかと考えております。

9ページ目、「根源にあるもの」と書いていますけれども、福島問題の語りにくさだと考えております。福島の問題はいろいろつかみにくい、いろいろな問題がどうなっているのかわかりにくいと言われますけれども、一番の根源にあるのは語りにくいというところかと思っています。

「『福島問題』の前に積み上がってきた3つの壁」と書いていますけれども、理由は3つしかない。

1つ目は政治問題化。福島の問題について語るだけで、原発について賛成か反対か、そういう話になる。

2つ目は科学問題化。何か語ろうとすると、セシウムがどうか、トリチウムがどうか、そういう話をちょっと知らないで厳しい糾弾に遭う場面も想定されてしまう。

3つ目が非常にステレオタイプ化された紋切り型の、あるいはスティグマという言葉が社会学であるのですけれども、すごくネガティブな印象とともにこれが語られてしまいます。

なので、そこをちゃんとデータと理論を使いながら、なおかつ「ローコンテキスト」、これは簡単に言うと一見さんお断りではない形に持っていくことが重要かと思っています。

10ページ目、11ページ目、これは見ていただければわかると思います。時間の関係で説明は省かせていただきますけれども、いろいろな問題が起こっていると思いますが、見取り図(1)の5点に問題は集約されているし、2階建て構造、福島県全体の問題は大体片づいてきたけれども、一方で廃炉の現場の問題、原発周辺地域の問題ですね。ここの問題は残っており、下部構造的にとってもいいかもしれないですけれども、廃炉の現場の問題が揺らげば、この上部構造、福島県全体も問題は壊れていってしまう構造にあるのかと思っています。

12ページ目、一番下だけ読ませていただきますけれども、これから継承すべきこと、伝承館も各地にできていますけれども、3.11を皆さん忘れていきますし、知らない世代も出てきています。そこにどうアプローチしていくのか。

あるいは、残る課題や時間が解決しない課題をどのように見ていくのか。そして、エンドステート、これは廃炉の工学的な議論でもともと用いられる言葉ですが、最終状態はどうするのか。ゴールがわからないまま走っているような状況で10年来てしまった。それはそれで仕方がなかった側面はあるわけですが、最後にどうなったら私たちは満足で幸せな社会をつくれるのか、地域をつくれるのかを考えるべきなのかと思っています。

長くなりました。以上で終わります。ありがとうございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

時間が迫って大分協力していただいたのですけれども、2～3人ぐらいは時間がとれる

と思います。もし御意見、御質問があれば、いかがでしょうか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員

ありがとうございました。

1点、ものすごく基本的なことです。5ページ以降の三菱総合研究所2017年8月実施調査、これは誰を対象に、何人、どう調査されましたか。

○開沼氏

先ほどもちょっと申しましたとおり、東京と福島の住民向けにインターネット調査で1,000人ずつとっております。

○白波瀬委員

年齢は。

○開沼氏

年齢も全体像を捉えられるように公平にというか、ちゃんと分散させてとっています。

○白波瀬委員

普通は何歳から何歳までを対象にと言うのですけれども。

○開沼氏

詳細は今数字がないので、済みません。

○伊藤委員長

ほかにいかがですか。

どうぞ。

○菊池委員

被災の固定と「踊り場」感ということはすごく私も共感します。先ほどお話ししました子どもの健康問題もまさにこれだと思うのですが、今のままでいいと思うか、これではいけないと思うかがすごく大事だと思うのです。今後日本の社会が福島の問題を機として、全ての問題をこれでよくて、これをニューノーマルにして終わらせるのか、元通りに戻すか、またはもっと良くしようかという議論をしていかないと、この後の発展はないのかなと話を聞いていて思いました。

○伊藤委員長

どうぞ。

○達増委員

エンドステートということで考えたのですけれども、災いを転じて福となすという感覚を共有できるかが大きいと思います。これは福島に限らず全ての被災地がそうですし、また、日本、国としてもあれだけの大災害があったけれどもという災いを転じて福となす感を共有できる場所あたりがゴールなのかなと思います。

○伊藤委員長

まだちょっと時間がございますので、どなたかよろしいですか。  
では、これで最後です。お願いします。

○中田俊彦委員

今日はお話がなかったのですが、相双地区にある市町村の復興に時間差があって、特に大熊あるいは双葉はまだ全くなのですが、その辺の昔は同じぐらいのところは5年、10年の差で復興が始まるという地域に対してこれからどう接していくべきなのか、示唆いただければと思います。

○開沼氏

ありがとうございます。

双葉8町村の中で、今、人が住めていないのは双葉町のみということになっております。しかし、年度末等を目安に人が住み、さまざまな施設等もできてくるというところで、双葉町もまた風景が変わってくるだろうと。

先ほども広野町の事例を出しましたとおり、相当地域内格差、この双葉8町村と一くりにできないような状況ができております。そして、先ほども言いました復興あるいは復興バブルと言ってもいいような状況はこれからさらに続いていくのが、この双葉8町村でもあります。

まず、地域内では広域行政と一言で言うのは不正確かもしれないですけども、そういう地域内の差みたいなものを、先ほどもありましたとおり、うまく、こういう差ができた中だからこそできることもあると思うのです。そういったものをいかに捉えていくかが重要かなと思います。

同時に、外部からこの双葉8町村、もともと福島県の中でも必ずしも豊かな地域ではありません。例えば今回の台風19号についてもそれなりに被災があったりするわけですが、川内村では先日行方不明の方が亡くなりましたけれども、ボランティアがいわき市でとまってしまったりとか、そういう問題が起こるわけです。そういった外部からの関係人口、

交流人口が入っていくことは長期的に必要なかと考えています。

○伊藤委員長

どうぞ。

○田村委員

復興庁の皆さんに御提案なのですけれども、先ほど御質問があったように、根拠がなく、もしこれが復興庁の資料としてホームページに載るようなことがあって、間違っ  
てはいけませんので、根拠を示していただいた資料に基づいて、このプレゼンの公開資料として載せられるのであれば載せていただけるといいかと思  
います。

○伊藤委員長

時間が押しておりますので、皆さん、焦らせるようなことをして申しわけありません。ここで意見交換を終了させていただきたいと思  
います。

開沼准教授、どうもありがとうございました。

○開沼氏

ありがとうございました。

(開沼氏退室)

○伊藤委員長

本日もさまざまな意見をいただきました。復興庁におきましては、これらの意見を踏ま  
えまして、復興に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、本日の議論を踏まえまして、田中大臣から御発言をお願いしますが、ここで  
報道関係者が入りますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○伊藤委員長

それでは、大臣より一言御挨拶をいただきたいと思います。

○田中復興大臣

委員の皆様におかれましては、本日も貴重な御意見を賜り、まことにありがとうございました。

本日の委員会においては、まず、第一部において、「『復興・創生期間』後の復興の基

本方針」の骨子案を御説明し、各委員から貴重な御意見を賜りました。

年内には「復興・創生期間後の基本方針」を取りまとめます。そのため、本日は骨子案として、これまでの復興施策の総括、復興・創生期間後の各分野における取組、財源、法制度、組織などのあり方について、基本的な考え方などをお示しさせていただきました。

骨子案について、各委員からさまざまな御意見を賜りました。よく検討させていただいた上、次回の推進委員会においては、骨子案をさらに具体化し、「『復興・創生期間』後における復興の基本方針」の案をお示しし、さらに御議論をいただきたいと思っております。年内に政府として「基本方針」が決定できますように、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、第二部においては、開沼博立命館大学衣笠総合研究機構准教授から「福島の実状と課題 ポスト復興を見据えて」ということについてお話をいただき、その後、意見交換を行っていただきました。

先日の台風19号等については、甚大な被害が明らかになっております。復興庁といたしましても、本災害により東日本大震災からの復興に支障を来すことのないよう、引き続き、復興のさらなる加速化に全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞ御協力のほどよろしくお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者の方々はこちらで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長

それでは、本日の委員会を終了したいと思います。この後、本日の委員会の概要につきましては、私よりブリーフィングを行います。

また、議事要旨を速やかに公表いたします。

議事録につきましても、従前同様、1カ月を目途に作成の上、公表いたしますので、委員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第32回「復興推進委員会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。